

モバイルサービス タイプ a 契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第23条（ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払義務） 主サービス加入者は、次の各号に定めるユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。</p> <p>(1)ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）<u>をもとに算出した料金</u></p> <p>(2)電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）<u>をもとに算出した料金</u></p> <p>2 当社は、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の日割りは行わず、課金期間中は月額料金とともに当該月分のその料金を別途請求します。</p>	<p>第23条（<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>およびブロードバンドユニバーサルサービス料</u>の支払義務） 主サービス加入者は、次の各号に定める<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>およびブロードバンドユニバーサルサービス料</u>を支払うものとします。<u>ただし、料金プランがOGB プランの場合、ブロードバンドユニバーサルサービス料についてはこの限りではありません。なお、当該料金については、当社ホームページへの掲載により周知します。</u></p> <p>(1)<u>電話</u>ユニバーサルサービス料とは、一般社団法人電気通信事業者協会が、電気通信事業法に定める<u>第一号</u>基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）<u>に基づき算出する額に従い当社が定める料金</u></p> <p>(2)電話リレーサービス料とは、一般社団法人電気通信事業者協会が、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）<u>に基づき算出する額に従い当社が定める料金</u></p> <p>(3)<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料とは、一般社団法人電気通信事業者協会が、電気通信事業法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）に基づき算出する額に従い当社が定める料金</u></p> <p>2 当社は、<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>およびブロードバンドユニバーサルサービス料</u>の日割りは行わず、課金期間中は月額料金とともに当該月分のその料金を別途請求します。</p>
<p>附則 本約款は、2026年<u>1月1日</u>より施行します。</p>	<p>附則 本約款は、2026年<u>3月1日</u>より施行します。</p>
<p>別表 モバイルサービス タイプaの料金表 (略) 2. 料金額 (表1)月額料金 (略) ・データチャージは付与された月の翌月末日まで有効とします。 ・第23条(ユニバーサルサービス料<u>および</u>電話リレーサービス料の支払義務)に基づき、<u>1電話番号</u>につきユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>がかかります。</u></p>	<p>別表 モバイルサービス タイプaの料金表 (略) 2. 料金額 (表1)月額料金 (略) ・データチャージは付与された月の翌月末日まで有効とします。 ・第23条(<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>およびブロードバンドユニバーサルサービス料</u>の支払義務)に基づき、<u>1契約</u>につき<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>が<u>必要です。ただし、料金プランがOGB プランの場合、ブロードバンドユニバーサルサービス料についてはこの限りではありません。</u></p>